証券コード　1436
平成28年11月14日

株　主　各　位

徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
株式会社フィット
代表取締役社長　鈴　江　崇　文

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年11月28日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年11月29日（火曜日）午前11時
（開始時間が前回と異なっておりますので、ご注意願います。）

２．場　　所　東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号
朝日生命宮益坂ビル５階
「渋谷サンスカイルーム」５Ａ会議室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.fit-group.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加いたします。また、決算期の集中月を避け、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保すること、さらに、株主総会の集中月を避けることによる、株主の皆様に開かれた株主総会を目指すことを目的として、決算期を変更いたします。

事業の目的事項の追加に伴い、現行定款第２条(目的)の変更、また、決算期の変更に伴い、現行定款第12条(基準日)及び第41条(事業年度)並びに第42条(期末配当金)及び第43条(中間配当金)につき、所要の変更を行い、経過的措置として附則第２条及び第３条を新設いたします。

なお、本議案は本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり）
（目　的）	（目　的）
第２条　　（条文省略）	第２条　　（現行どおり）
１．～11.　（条文省略）	１．～11.　（現行どおり）
（新設）	12. 電力小売事業
12.　　（条文省略）	13.　　（現行どおり）
第３条～第５条（条文省略）	第３条～第５条（現行どおり）
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第６条～第11条（条文省略）	第６条～第11条（現行どおり）
（基準日）	（基準日）
第12条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第12条　当会社は、毎年４月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
2　　（条文省略）	2　　（現行どおり）
第３章～第６章	第３章～第６章
第13条～第40条（条文省略）	第13条～第40条（現行どおり）
第７章　計　　算	第７章　計　　算
（事業年度）	（事業年度）
第41条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	第41条　当会社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月30日までとする。
（期末配当金）	（期末配当金）
第42条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	第42条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年４月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。
（中間配当金）	（中間配当金）
第43条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	第43条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
第44条　　（条文省略）	第44条　　（現行どおり）
附則	附則
第１条　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり）
（新設）	第２条　第41条（事業年度）の規定にかかわらず、平成28年４月１日から始まる第９期事業年度は、平成29年４月30日までの13か月間とする。
（新設）	第３条　第43条（中間配当金）の規定にかかわらず、第９期事業年度の中間配当金の基準日は平成28年９月30日とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	第４条　附則第２条及び第３条は、第９期事業年度経過後は、これを削除する。

第２号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、平成28年８月30日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するために、当社は、会社法第346条第４項及び第６項の規定に基づき、一時会計監査人として新創監査法人を選任し、現在に至っております。

会計監査の継続性を確保するため、引き続き同監査法人が当社の会計監査人として相当であり、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性並びに監査報酬等を総合的に判断し、監査等委員会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者といたしましたので、選任をお願いしたいと存じます。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

名　　称	新創監査法人
所　在　地	東京都中央区銀座７-14-13　日土地銀座ビル
沿　　革	平成12年　設立
概　　要	構成人員　公認会計士・公認会計士試験合格者等　43名 関与会社　東証一部上場会社をはじめとして 監査関与先数48社

（平成28年４月１日現在）

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会　場　〒150-0002　東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号

朝日生命宮益坂ビル５階　「渋谷サンスカイルーム」５Ａ会議室

（会場場所のお問い合わせ）　渋谷サンスカイルーム　電話 03(3406)2085



交通

電車　ＪＲ（山手線・埼京線・湘南新宿ライン）
渋谷駅（宮益坂口）

東急東横線　渋谷駅

東急田園都市線　渋谷駅

京王井の頭線　渋谷駅

東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線）
渋谷駅

＊地下鉄連絡通路をご利用の場合は11番出入口が便利です。